

旭長社第595号
令和5年3月22日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 御中

旭川市長 今 津 寛 介
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部介護保険課担当)

旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、令和2年度介護サービス事業者等集団指導において通知した標記の考え方について、本市の介護サービスの需要量と介護支援専門員の業務負担等を勘案し、次のとおり一部修正を行いました。

つきましては、内容を御確認いただき、今後の業務の参考としてください。

1 「旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について」 別紙

2 主な変更点

(1) サービス提供の時間帯や曜日の変更

新規利用者の受け入れ等、サービス提供事業所が当該サービスを必要とする者へのサービス提供を行うための努力による時間帯又は曜日の調整を、軽微な変更と取り扱う対象とする。

(2) 所要の文言の整理

3 備考

本件におけるサービス提供事業所の提案等による時間帯や曜日の変更は、当該サービスの提供事業所が新規利用申請者等の介護サービスを必要とする対象者に対して必要なサービスを提供するために行う努力によるものであり、介護支援専門員が他事業所利用の検討を行っても調整が困難であった場合におけるやむを得ない取扱いであって、介護支援専門員が作成する支援計画の内容に反する単なる事業所の都合による提供時間外又は曜日の変更を認めるものではありません。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
担当 草野、伊藤、大谷
電話 25-5273

旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方

1 ケアプランの変更時におけるケアプラン作成に当たっての一連の業務についての考え方

介護支援専門員は、ケアプランを変更する際には、利用者の状態等を踏まえた適正なケアマネジメントを行うため、原則として、ケアプラン作成に当たっての一連の業務(※)を行うことが必要である。ただし、変更の内容が軽微であり、支援計画の実行に支障がないと考えられる場合は、この限りではない。

※一連の業務・・・「指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)」の第13条第3号から第12号までの業務

2 軽微な変更の考え方

(1) 軽微な変更として取り扱う目的について

軽微な変更として取り扱う場合には、次の事項を目的とすること。

ア 利用者の不要な負担を軽減すること

イ 介護支援専門員の業務を効率化し、利用者全体へのより効果的なケアマネジメントの実践につなげること

(2) 軽微な変更として取り扱う条件について

ケアプランの内容の変更を軽微な変更として取り扱う場合は、次の事項の全てを満たしていることを原則とし、軽微な変更として取り扱う場合は、その理由を支援経過に記載することとする。

ア 変更の理由が利用者の希望によるものであること(2-(3)-4及び7を除く)

イ 介護支援専門員が一連の業務を行う必要がないと判断したものであること

ウ 再アセスメント、課題の分析、目標の再設定、サービスの提供内容の再検討及びサービス担当者会議での協議・共有を行う必要性が生じないものであること

エ 利用者の有する課題の解決のための支援計画に不足が生じないものであること

(3) ケアプランの変更時の取扱いに係る考え方と軽微な変更と考えられる例

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる例
1	サービス提供の時間帯や曜日の変更	サービス提供の曜日や時間帯の変更が利用者やその家族の都合によるもの <u>又はサービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための日時調整によるもの</u> (※(本書末尾の「5 備考」参照)であって、かつ、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、一時的、継続的にかかわらず、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	利用者の病院受診の都合で、毎週火曜に利用しているデイサービスを、今後、同じ提供内容のまま水曜に変更する。
2	同一事業所における週1回程度のサービス提供の回数変更	サービス提供の回数変更は、基本的に利用者の状態の変化や目標を達成するためのサービスの提供内容の見直しによるものが想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う。 ただし、サービス提供の回数変更に、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	ケアプラン上は目標を達成するために週に2回のデイサービスの利用を想定しているが、まずは週に1回で慣らしたいとの利用者の要望により、開始時から週に1回の利用としていたものを、経過を踏まえ週に2回に変更する。
3	利用者の住所の変更	利用者の住所変更に伴う物的・人的な環境の変化が、利用者の課題、目標及びサービスの提供内容に影響を及ぼす場合は、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う。 ただし、利用者の住所の変更に伴う住環境の変化が、それらに影響を及ぼさない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	現在の高齢者住宅と室内の環境が変わらない別の高齢者住宅に転居し、引き続き、ホームヘルパーに自分では困難な浴室の掃除の支援を受ける。
4	単なる事業所の名称の変更	単なる <u>サービス提供</u> 事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	
5	目標設定期間の延長	目標設定期間の延長は、基本的に、利用者の状態等の再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う。 ただし、支援経過において、目標の達成のための効果が一定程度に認められており、短期間かつ一度の延長で目標の達成が見込める場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	目標である1km先のスーパーまでの移動が、休み休みであるが可能となった。これまでのサービスの提供内容で移動能力が改善してきていることから、あと1か月、デイサービスでの訓練を継続することで、より安定したスーパーまでの移動が可能となると判断し、期間を1か月延長する。

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる例
6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して、単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	現在使用しているT字杖が重いため、軽いT字杖に変更する。
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状態以外の原因による)単なる事業所変更	目標及びサービスの提供内容が変わらない事業所の変更は、利用者の状況、支援計画及び支援経過等について、変更後の事業所と十分に情報の共有を行っている場合、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	利用していたサービス事業所が廃止となったため、変更予定のサービス事業所と、本人の状況、支援計画及び支援経過の共有を行い、事業所を変更する。
8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	下肢の筋力の向上を目標とした下肢の筋力トレーニングメニューに、スクワットを追加する。
9	担当介護支援専門員の変更	変更後の担当者が現在の担当者と同一の居宅介護支援事業所の介護支援専門員であり、変更後の担当者が利用者の状況を十分に把握しており、支援計画に合意している場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	
10	加算の新規算定	加算の新規算定がサービス事業所の体制の変化や制度の改正によるものであって、現在のケアプランに加算の算定に必要な事項が既に盛り込まれており、算定に当たってケアプランの内容の変更を行う必要性が生じない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。	制度の改正により、サービス事業所の体制及び現在のケアプランの内容が加算の算定要件に該当しているため、利用者に説明を行った上で、新規算定する。

※これらの「軽微な変更と考えられる例」は、あくまで一例であることから、ケアプランに変更が生じる場合には、その状況に応じて、「旭川市の考え方」を参考に判断すること。

3 軽微な変更と考えられない例

- (1) 新規サービス又は福祉用具種目の追加又は削除
- (2) 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の変更 (人員等が同一体制での運営であっても、担当事業所が、新たな指定を受け、事業所番号が変わった場合は、変更として取り扱う)

4 軽微な変更として取り扱う上での留意事項について

	内容	旭川市の考え方
1	サービス担当者会議	ケアプランの「軽微な変更」に該当する場合であれば、必ずしも開催しなければならないものではない。しかしながら、例えば介護支援専門員が関係者からの意見聴取や関係者との共有が必要と判断した場合には、サービス担当者会議を開催することが望ましい。ただし、「軽微な変更」として取り扱った上でサービス担当者会議を開催する場合には、必ずしもケアプランに関わる全ての事業所を招集する必要はなく、必要な事業所に対してのみ照会等により意見を求めることも想定される。
2	ケアプランの作成	軽微な変更におけるケアプランの作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更すること。また、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等を記載しておくこと。
3	支援経過への記録	支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等を記載すること。なお、ケアプランの変更について利用者に対して説明し、同意を得たことについても記載しておくことが望ましい。
4	実施状況等の把握及び評価等	軽微な変更として取り扱う場合においても、介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要であることから、ケアプランの実施状況や利用者の解決すべき課題の変化に留意すること。

5 備考

本書「2-(3)-1 サービス提供の時間帯や曜日の変更」における「サービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための時間調整によるもの」とは、次の事項の全てに該当するものであって、介護支援専門員が作成する支援計画の内容に反する単なる事業所の都合による日時の変更を認めるものではない。

- (1) サービス提供事業所が、新規利用申請者等の当該サービスを必要とする者に対してサービス提供を行うための努力として、既に当該サービスを利用している者の日程をやむを得ず調整する場合
- (2) (1)の状況において、介護支援専門員がほかの同種サービス提供事業所を探したが、これまでと同一の日時による同様のサービス提供が可能な事業所を調整できなかった場合又は利用者が日時を変更しても、これまでの事業所の利用を希望した場合
- (3) サービス提供の日時の変更が、提供サービスの内容や支援計画に位置付けている利用者自身の日常生活における取組に影響を与えない場合
- (4) 事業所からのサービス提供の日時の変更の提案について、利用者及びその家族並びに介護支援専門員が事業所から十分な説明を受け、そのことに同意している場合